

北口県有地活用検討特別委員会会議録

日時 平成19年12月27日(木) 開会時間 午後1時04分
閉会時間 午後3時22分

場所 第三委員会室

委員出席者 委員 深沢登志夫 土屋 直 臼井 成夫 中村 正則
内田 健 森屋 宏 岡 伸 樋口 雄一
丹澤 和平 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者 企画部長 新藤 康二 企画部次長 小川 昭二
企画部次長(情報政策課長事務取扱) 笠井 一
企画課長 古屋 博敏

議題 継続審査案件(北口県有地活用検討の件)

会議の概要 午後1時4分から午後1時44分まで、古屋企画課長及び笠井企画部次長から資料に基づき説明を受けた後、午後1時44分から午後3時22分まで(その間、午後2時13分から2時49分まで休憩をはさんだ)、質疑が行われた。

主な質疑等

質疑

中村委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

土屋委員 新県立図書館の整備に関する中間報告は、今、説明をいただいたわけですが、最終の検討委員会が12月18日に開かれたと報道されているわけですね。18日の最終報告については、こういう資料に……。
(「最終報告じゃない」と呼ぶ者あり)

土屋委員 説明は全然ないよね。せっかくの特別委員会だから、18日のやつも教えてもらわなきゃ、議論をする余地がない。

古屋企画課長 お手元に、きょうお配りしてご説明を申し上げましたのは中間報告でございまして、18日の議論につきましては、今、議事録等を整理しております。ただ、建設地の部分につきましては、今、ご意見、出されたご意見は、先ほど、口頭でございましたが、ご報告をさせていただいたとおりでございます。

土屋委員 口頭で課長のほうから説明をいただいたということで、文言になっていないから、聞きそびれたということもあろうかと思いますが、大方の委員さんの意向は、新県立図書館については、環境、状況からして、甲府駅北口の県

有地がよろしいという説明のように、私は受け取ったんだけど、そういう理解でよろしいですか。

古屋企画課長 そのように、意見集約されてございます。

丹澤委員 議事進行で、ちょっといいでしょうか。今、2つ、図書館と、山梨IT戦略に向けてのアドバイザー会議の内容の説明を受けたわけですが、きょうのこの会議は、北口の県有地活用検討特別委員会ということですね。これは、この2つを前提に検討するということなんでしょうか。

土屋委員 図書館はもう決まっちゃったよ。

岡委員 先ほどの説明の中では、12月18日に意見集約をされたというふうにご説明をいただいたんです。その意見集約をされて、最終答申が来月、1月の半ば過ぎになさると言われたんですね。つまり、これは中間報告であって、最終報告は1月の段階で出ると言われているわけです。

問題は、今、土屋委員からも言われましたように、意見集約が12月18日に行われたわけでありますから、今、記録をとっているということでありますけれども、実際問題として、既に18日から10日もたっているわけです。この委員会のあるべき姿からするならば、当然、全委員さんからいただいた意見の集約をここへ出していただかなければ、検討をすることができないと、私は感じるわけです。

土屋委員さんがおっしゃるように、当然のことでありますけれども、意見集約をされたすべての分を出していただかなければ、本来ならば、きょうは協議ができなかったわけであります。そういう点では、非常に残念でありますけれども、先ほど、土屋委員もやむを得ないということでありますから、私もやむを得ないとなるわけであります。いずれにいたしましても、一刻も早くそれらについては提示をしていただきたいと思います。それが最終報告になるかと思うわけでありますけれども、ぜひ一刻も早く、よろしくお願いしたいと思います。

樋口委員 関連ですけれども、北口県有地活用検討特別委員会ですから、もう何回も出されていますけれども、ぜひ、NHKがこちらに移る、あるいは甲府の事業がある、関連する絵を、これももちろん非常に重要なことですが、絵をもう一度、この委員会でお示しをいただきたい。その中で議論を進めていくことが肝要じゃないかなと、お願いをします。

丹澤委員 僕がさっき聞いたことは、きょうの北口県有地活用検討委員会の性格は何だと聞いているんです。だから、図書館ありきで話を進めるのか、あるいは、アドバイザー会議の説明を受けましたけれども、この2つのことについての検討なのか、もっと幅広く、政策提言という形での委員会なのか、どういう性格なのか、まず示していただきたいということなんです。

中村委員長 今、各委員から意見が出ましたけれども、一応、北口県有地の活用について検討するということ、参考ということで、執行部に、関連する事項等を説明してもらったとご理解いただければと思います。

丹澤委員 そうすると、まだ北口に図書館をつくることまで、この委員会の中ではまだ決まっていないということで、検討に入ってよろしいわけですね。

中村委員長 そういうことです。

白井委員 冒頭、古屋課長から北口の利活用について、言うなれば見直しをしようということで進めてまいりましたと。そういう中で、現在、先ほど説明をされた2つのこと、いわゆる情報関連とか図書館ということが、現実の問題として、実務を担当している、執行責任者である知事のもとで議論されているんであって、それ以外の利活用の議論が可能かという、今の丹澤委員の質問なわけですね。

 だけど、おそらく私どもは、現在常任委員会や本会議では、この問題一点に絞ったピンポイントでの議論ができないから、特別委員会をつくりましょうということになったわけです。知事あるいは当局は、いろいろな機会に情報関連であるとか、あるいは図書館であるとかいうことを、いろいろと既に示しているわけです。さらに具体的に、議会の意見もいろいろと織り込んでいこうじゃないかとか、議会ももうちょっと当局の説明をしっかりと聞きたいということで、この特別委員会がつけられたんであって、基本的に、北口の利活用が全く白紙の状態、どんなものに利用していこうかということを経験する場では、ちょっとないんじゃないかなと思うんです。

 執行部の責任と執行権の範囲で北口の利活用を、今までこの10カ月、いろいろ当局はやってこられたわけでしょうから、そのことをよくいただきたい、よく知りたいというのが本特別委員会の、おそらく総務委員会で発議をされ、本会議で議決をされた内容だと思うんです。そのことを、今の丹澤委員の質問についてはっきり、今から活用の何かを議論するのか、ではなくて、当局がさまざまに今、コンクリートにはなっていないけれども、こういう努力をしています、こういう方向性でありますということを示しているわけですから、そのことに対して、さらにピンポイントに絞っているいろいろな議論をしていきたいと思いますということであって、白紙の北口の議論を、何を北口の利活用をすべきかという議論ではないことは、はっきり確認しておかないとおかしくなると思いますが、いかがでしょうか。

中村委員長 今、白井委員のほうからお話がありましたが、あくまでも北口の活用を検討する参考として、執行部で先ほど関連することについての説明をしていただいたということですから、この新県立図書館の整備の中間報告、それから山梨ICT戦略に向けて、これは実は、きょう初めて出てきた資料です。ですから、この資料に基づいて、もし先生方が質問なり、こういうことに対しての検討事項に関して、関連する事項について、こういった形の中で何かあれば、まずお聞きするというふうな形をとっております。

 それで、先生方にもう一つ確認したいのは、北口の県有地の活用策を、この委員会で、こういうふうな形でもって、先生方の意見を出していただいて、それをまとめて、そして県当局にその内容について提言をしていくというような形をとっていくことが非常にベターではないかなという感じがいたします。そんなことで、ご発言をいただければと思います。

岡委員 横内知事がすべて白紙でということやってきたんです。そういう中で、新県立図書館整備検討委員会をつくられた。それで、先ほどご説明いただいたように、回数を重ね、そして中間報告からいよいよ最終報告になるというふうな形になってきているわけです。

 基本的に500席のホールとか、そういうものはつukらないとか、そういうふうな形のことについては出てきていません。ですけれども、図書館その

もののあり方について、前の新学習拠点のときの図書館と今回の図書館と、
どういうふうな違いがあったのかという点を、まず一つお聞きしておきたい
と思っております。

深沢委員

やはり、今、臼井委員が言われたような考え方を是としながらこの委員会
を進めていかないと。この報告書の提言について、議会の中でも議論する必
要がある、よく知る必要があるであろうということで、この特別委員会を、
総務委員会の中でつくっていかうという話ではなかったのか、そう思います。
そうでしょうか？そこをベースにして考えていくことが必要だと思えますが。

丹澤委員

私が言っているのは、この進め方を聞いているんです。つまり、今度11
0条でつくった特別委員会というのは、政策提言ができる。調査だけじゃな
いんですね。ここ、調査が消えちゃったけれども、特別委員会は調査するだ
けじゃなくて、政策提言ができるんです。この特別委員会は、政策提言をす
るための特別委員会なのか、執行部がこういう案でありますと考えたものを
検討する場なのか。

それで、私たちには、今まで何もこういう提案はなかったわけです。初め
て聞いた。特別委員会で初めて提案されて、私たちが、ここでいいか悪いか
という議論をするのは、いささかおかしい。もっと前であるべきであって、
それがおかしいから110条でやるというのであれば、私はこの2つに限定
して、北口の活用を検討すると。

しかし、当初の話では、政策提言を中心にやっていくということで、この
検討委員会ができたのかと、私はそう理解していたんです。いいです。皆さ
んが、「いや、そんなことは。政策提言なんて、それは大きなお世話だ」と
するなら。僕は、政策提言というのは執行権の侵害じゃないと思っています
よ。それを検討するのがこの会議だというのであれば、そういう方向でこの
特別委員会を進めていただければ、それはそれでいいんです。だから皆さん
で、どういう形でこの会をやるのか、まず決めていただきたいということな
んです。

中村委員長

総務委員会のときに、土屋先生も、岡先生もそうですが、あのときには、
100条ということじゃなくて、特別委員会の中で……。

丹澤委員

いや、110条。

中村委員長

その付託については、調査検討ということじゃなくて、活用策についてど
ういうふうな形でやっていくかということ、皆さん方で話し合っていこう
というふうな形の中で、皆さん方に賛成をいただいて、そして特別委員会の
提案をしたということですけども。土屋先生、あのときはそんな話で決め
たんですね。どうですか。

岡委員

私は、丹澤委員の考え方もかなり入っていたと理解しております。つまり、
調査検討しながら、実態はどうなのかということ、私たちが知り、そしてそ
の上で、提言ができるのであるならば、それなりの考え方をまとめられるな
らば、それはいいんじゃないかなと、私は感じていたわけです。

ですけども、あの段階では、まず、実態はどうなのか知りたいというこ
とから始まったと、私は理解しております。

中村委員長

それは、岡先生の、そういう気持ちですね。

岡委員 はい。

中村委員長 だけど、総務委員会の中では、北口の県有地の活用策について、特別委員会の中で、先生方のいろいろなご意見を聞こうというふうなことで、ご提案をさせていただいたということでもあります。それは、ちょっと岡先生の……。

内田委員 私も総務委員会の一員でありましたし、あのときの発端といいますか、そういうものに、多分なっただと思うので、発言したほうがいいということで。これは本会議においても、あるいは総務委員会の中においても、質問はあったかもしれないけれども、企画部長の答弁の中には、具体的な答弁というのはなかったはずですね。私たちも初めて聞いたのは、臼井先生が議員の全員協議会の中でああいう発言をされ、それから知事が、それに対して答弁をした、あのときが初めてなんです。しかも、全員協議会というのは、ある意味で公式の場じゃないですよ。議事録をとるわけでもないわけです。そういう場であったから、それだったら、ちゃんと委員会の中でやりとりをしたほうがいいじゃないか、そして我々も議員の一員として、そういう政策提言も含めて、そういうものに絡んでいったほうがいいんじゃないかということで、私は特別委員会をつくったつもりなんですけれども、それは違いますが。提言はだめだとか、あるいは調査検討はだめだということじゃなくて、そういうことも含めてだったと思いますけれども。その辺はちゃんと確認をしておかないと、何のためにこの委員会をつくったのかということがわからなくなる。

そして、今、丹澤委員のほうから言われたことについては、最終的な権限は知事のサイドにあるわけなんです。そして、委員会なり本会議に出されたときに、我々はそれをチェックするという権限があるわけですから、ここで、この特別委員会で決めるわけでもないですね。これはあくまでも一つの提言、あるいは検討に対する我々の考えを述べるということだから、これは特別委員会の中で私は十分審議できると思いますし、今まで山梨県でつくってきた特別委員会の性格がそういうことであったということであって、何も特別委員会というのはそれがすべてじゃないと思います。だからこそ、今は委員会でも特別委員会の提案ができるようになったんです。議員提案もできますし、いろいろな意味で特別委員会をつくるということが出来るわけです。それが、即、問題があるからそれに対してただすんだということだけでは、私は特別委員会の性格ではないと思うんです。そういうことを前提として確認していただきたいと思います。

中村委員長 私が決めるわけにはなかなかいきませんが、意見を出して、それを今、内田委員の言うように、提言するということについては、先生方の考え方の中で、そういう形でいくということなら、それはいいと思います。

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

中村委員長 そこでどうですか、いろいろ議論はありますけれども、執行部から、とりあえず実態を聞いて、それについての意見を出すということでもって……。

内田委員 それについて、いいですか。私は、情報のほうはちょっと置いておいて、図書館の先ほどの説明について、私たちがこれについて知るの、新聞報道なんです。山日だとか、いろいろなマスコミを通じての報道の中で、「こういうことがやられているのか」と。さっきのメンバーがありましたね、大学の先生だとか、これは多分、一般の人はほとんど入っていないような気がする

るんだけれども、そういう専門的な人たちの間で協議されたということだと思ふんです。

新聞の報道を見る限りでは、例えば、大学のコンソーシアムということ是非常に強調されていたと思う。ところがこの中では非常に部分的に、ちっちゃい部分でしか書いていない。もっと言えば、大学だとか高校生なんか利用するということが非常に強調されていたと思います。それならば、今までの図書館で、あるいは全国の図書館で、大学生がどのくらい利用してきたのかというのもしっかり出すべきだと思ふんです。つまり、県民のための図書館であるべきだということを言っておきながら、一方では、大学生だとか高校生が勉強するためだということをしつこく強調しているというのは、何か一方的過ぎておかしい。そういうものがないから、県民の中でなかなか納得できないということが、今、出てきているんです。そういうものは、私はデータとしてしっかり出すべきだと思います。これだけ利用者があるんだ、大学生にとって、これだけ図書館が重要なんだというものを出すべきじゃないですか。大学生に聞いてみれば、大学は大学の図書館があるからいいですよという人もかなりいますよ。高校生についてもわかりです。山梨県の高校生がどれだけ図書館を利用するのかというものを、やっぱり私は出すべきだと思います。それを出さないで、一方的な議論だけで持っていくということが、やっぱりおかしいんじゃないかということなんです。本来、そうでしょう。だって、この中で一番うたっていることは、まさにそういうことじゃないですか。コンセプトのところを見てください。県民のための図書館だと言っておきながら、一番肝心なところは、大学生が利用するのに都合がいい、高校生が利用するのに都合がいいという議論は、ちょっとおかしいじゃないですか。そういうものをきちっと出してください。

古屋企画課長

確かに、夏に大学コンソーシアムということが報道された経過もございます。ただ、整備検討委員会全体の議論を通じて、それから、この中間報告にも、特に大学生あるいは高校生をターゲットに利用してもらおうと強調された議論は今までしてございません。

内田委員

新聞報道では、強調されているんですよ。ま、いいや、答弁を聞いてからにします。

古屋企画課長

大学、企業等が出てまいりますのは、大学の教育機関としての役割。それは、大学の構内だけでやるのではなくて、いわゆる出前講座的なものがあったらいいだろうし、それは山梨大学に限らず、いろいろな大学が県内にございますから、教育機関としての大学と、それから図書、情報を提供する図書館が協力して、例えば出前講座ですとか、あるいはタイアップ授業というようなことで連続講座を設けるとか、そういうこともすべきだということは、議論として出ております。

それから、先ほどコンソーシアムという言葉が出てきていますけれども、これは、大学コンソーシアムのことではございませんで、館種を超えたということで、図書館には公共図書館、大学図書館、それから公共図書館にも県立、国立、市町村立、それから学校図書館も大学、高校、いろいろございます。そういう図書館間の共同事業ができるような体制づくりという意味で、大学コンソーシアムとは違う意味で、共同企業体、事業体というふうに使われておりますので、中間報告……。

内田委員

いえいえ、私が聞いていることはそうじゃなくて、聞いていることに答え

てください。そういう資料を出したらどうかと言っているんです。そういうものを、大体調べているのかどうかということです。

古屋企画課長 データはですね……。

内田委員 利用している人がどういう割合でいるかというデータがあるかということ、聞いているんです。

古屋企画課長 それは2点目のご質問かと思いましたが、データは確かにございます。図書館のほうでアンケートを毎年とっておりまして、今、手元にございますのはちょっと古くなりますけれども、利用者層としますと、ちょっと大学・高校と細分化しておりませんけれども、学生がおおむね46%程度。それから、自営業の方が7.6、会社員が17.0、公務員が約7%等々のデータはございます。

内田委員 多分、今はアンケートをとったということで、データのとり方で、例えば、私がきょう図書館へ行ったとき、私が自営業かどうかということはわからないでしょう。だから多分、今のデータはほとんど当てにならないデータだと思います。強調するんだったらそうでしょう。大学生は4年間です。山梨大学の学生が2,000人ぐらいいたとして、その人たちが4年間、利用したとして、それが県民の利用だと思っていたら大間違いだということ言っているんです。言っている意味がわかりますか。そういうものをもし強調するんだったら、やっぱりそういうデータも出すべきだと思います。

私が一番言いたいのは、何で県立図書館をつくるのかということです。「必要だからつくる」って、何で必要かということでしょう。市町村立がある今のこの時代に、県立図書館が必要だと。そういう部分がすごく強調されているわけ。私たちが見られるのは、新聞報道だとか、そういうマスコミの報道でしか見られないんです。だって、この会議の内容なんか、知っているわけじゃないでしょう。それを言っているんであって、そういうものを強調するんだったら、やっぱりデータとしてきちっと出すべきです。それが、説得力がある説明ということです。

古屋企画課長 整備検討委員会の議論については、議事録整理にちょっと時間がかかるんですが、すべての検討経過の議事録を県のホームページで公表しております。特に、大学生を強調しているのではないということは先ほど申し上げましたとおりですけれども、検討委員会でご検討をいただいた際のいろいろなバックデータ等も、同じように、県のホームページのほうで公開させていただいております。

内田委員 最終的に場所を決めるときも、たしか強調されましたよ。さっきも言ったじゃないですか。「文化的な拠点の山梨大学が」と、山梨大学がほんとうに文化的な拠点なんですか。そういうことを、言葉としてポンと言うんだだけでも。さっき説明の中で言ったでしょう？

古屋企画課長 委員さんの発言ということで、引用させていただきました。

内田委員 資料として出していないじゃないですか。さっき言われたように、言葉としてポツと消えていくんだけれども、そういうものは残るわけです。ここであえて委員さんの意見だと言って、そういうものを出しているわけでしょう。

まさに場所を決めるときに、そういう意見が出たからということじゃないですか。場所についてはそれまでずっと出さないで、最後に出すということにしておいたんでしょう。知事の発言だと、そうですよ。

古屋企画課長 先ほど、冒頭の説明の中でちょっと触れさせていただきましたけれども、新しい図書館のあり方ですとか、役割、機能等々、ここをじっくりまず議論していただく。その上で、施設のあり方、あるいは管理運営……。

内田委員 場所は最後にね。

古屋企画課長 はい。そして規模、建設場所という順序でご議論を願うということは、当初から委員さんのご了解をいただいております。そういう経過でございます。

それから、先ほど私が引用させていただきましたのは、県の考え方ということではなくて、検討委員会の議論の状況の報告ということで、委員さんの発言の要点をご報告させていただきました。

内田委員 そういうものはないということだね。

丹澤委員 委員長、さっきの結論はどうなったんですか。

中村委員長 ちょっとここで、暫時休憩したいと思います。私が決めるわけにはいきませんから。

(休憩)

中村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。北口の活用検討につきまして、また先生方のご意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

岡委員 今、話し合われた内容を、まずご説明ください。何の話をしていたのか、私たちには全くわかりません。しっかり話をして、私たちに理解ができるようなご説明をいただきたいと思います。

杉山議事調査課長 今、休憩中に別室で話し合われたのは、進め方をどういうふうにするかというお話がありましたので、この委員会の進め方について、委員長を中心に話し合いました。

それで、とりあえずきょうは、新県立図書館整備検討委員会の中間報告と、情報政策アドバイザー会議の説明を執行部のほうから受けましたので、きょうの段階では、これを中心に質疑をしていただく。

それで、これだけではなしに、ここの委員会とすれば、北口の県有地の活用をどういうふうにしていくかを検討していくということですので、今後、これにとらわれずに、委員のほうから活用についてご意見があれば出していただくという方向で、この委員会を進めていきたいということで、話し合いがまとまりました。以上でございます。

岡委員 先ほど丹澤委員から出された問題で暫時休憩になったというふうに、私は理解をいたしておるわけです。ですから、その辺についてはどうなったんでしょうか。110条問題を含めて、その辺についてのご説明をいただかないと、ちょっと、それだったら……。

杉山議事調査課長 今お話ししたように、ここに出されたこの2つに限定してということではなく、110条の特別委員会は、当該普通地方公共団体の事業の執行について調査検討ができるということですので、これにとらわれずに、とりあえずきょうはここで説明を受けましたので、この質疑をするにしても、これにとらわれずに、北口の県有地の活用について、自由にご意見を出していただくということなのです。

岡委員 了解いたしました。言葉はきつけれども、何でもありというふうな形で。北口の活用についてだと。当面、きょうの段階では、アドバイザー会議と検討委員会の報告の分について、質疑討論をさせていただくということでもいいわけですね。

今後、1月にもあるわけでありませけれども、その段階でも、この問題についてはさらに煮詰めていってもいいわけですね。それについては……。

中村委員長 その件について、きょうはとりあえず先生方の意見を聞いて、予定とすれば、先ほど、多分1月17日ぐらいという話が出ましたので、それを踏まえて、委員会としても審議したいなということで、委員長にそれ以降については、一任願いたいと思います。答申が1月17日にございますので、これの結果を見てということにしたいと思います。いずれにしても、それが出たところで次回ということにしたいと思います。そのことについては、一応、委員長一任ということなのです。

岡委員 了解しました。それは、いずれにいたしましても、1月17日に答申があるという話は伺っておりますから、きょうのところはまだ話が始まったばかりであり、この委員会のあるべき姿といましようか、委員会の方向性について丹澤委員から出て議論がなされたというふうに、私は理解しているわけでありまして、図書館検討委員会の具体的な内容についても、あるいはアドバイザー会議の具体的な内容についても、まだまだ、今の段階では。時間は何時までおやりになるのか、委員長の考え方だと思っておりますからわかりませけれども、いずれにいたしましても、私は、今回で終わりでは困ると考えております。

中村委員長 日程の追加について、意見がありましたら。

深沢委員 予定ですと31日ということではありますが、最終報告は17日ごろ出てくる……？

新藤企画部長 すみません、24日だそうです。

深沢委員 出てくるのが？

新藤企画部長 整備検討委員会の最終報告を、17日で予定していたものが、正式には24日になったということなのです。今お聞きしました。すみません。

深沢委員 いやいや、さっきは17日と言っていたから、18日ごろもう1度やったほうがいいのかと思って、それで私も今、立ったんだけど、24日ということになると……。

新藤企画部長 すみません。

中村委員長 24日で間違いはない？

新藤企画部長 はい。

丹澤委員 向こうの答申がなければできないことではないものもあるわけですよ。例えば、このアドバイザー会議の中身について、これは別に答申も何も要らないけど、これについての意見とか、図書館のものについては、出てからやるのであれば、それは後でいいじゃないですか。だから、当初の予定どおり、17日か18日にもう1回開いて、できるところを、これを含めてやるということだと思えます。

中村委員長 図書館というのはそうじゃなくて、ある程度中身があって……。

深沢委員 だから、その24日にこだわらずに検討するんだったら、15日でも16日でもいいというわけだ。そういうことでしょう。

岡委員 当初の話では、17日ということになっていたような気がしたわけです。だから、それはできるね。

深沢委員 だから18日にしたの。

岡委員 じゃ、18日でもいいんですけどね。一応17日は……、いずれにしてもそれは委員長にお任せします。そのときには、図書館についてはわからないこともあるかもしれませんが、アドバイザー会議について議論することもできると思うんです。やっぱり私はそういうことをやっていただきたいということなんです。きょうで終わりなんていうことは、あってはならないということを行っているわけです。

中村委員長 わかりました。日程の追加について意見がありましたので、追加することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、開催日程につきましては、とりあえず先生方の先ほどの話を参考にしながら、委員長に一任願いたいと思います。よろしくお願いします。

岡委員 大変申しわけございませんけれども、やっぱり、このアドバイザー会議の中身は、部長、課長さんたちから、既に総務委員会の中で、ある程度聞いてきているわけです。ですから、ここはやっぱりどうしても知事に出させていただいて、真相といいましょうか、ご開陳できる程度でいいんですけども、ぜひ特別委員会で、知事にできるだけいろいろご説明いただきたいというふうに思っています。

中村委員長 今、岡委員から、委員会の審査に必要なため、知事の出席を求めるとの動議がありました。本動議を、直ちに議題といたします。委員会への出席説明の要求は、委員会条例第18条の規定に基づき、委員会が決定し行うこととされております。

お諮りいたします。委員会への知事の出席を求めるとに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立少数であります。よって、委員会への知事の出席を求める意見は、否決すべきものと決定されました。

丹澤委員

きょう、このアドバイザー会議の中身について、説明をいただきました。これと北口の土地の活用については、私はよくわからないんですけども、山梨県が「情報満載都市やまなし」を実現するためにこういうことをやればいいというようなことなので、これが北口の土地とどういうふうに結びつくのか、全く見当がつかないんです。そこをご説明いただければ、ありがたいんですが。

新藤企画部長

今、言われたとおり、このアドバイザー会議の提言では、具体的に山梨県内のどこにというようなことは一切うたわれておりません。またもともと、そうしたことを目的に出された提言ではありませんで、山梨の情報通信産業を中心とした、あるいはそれを使って山梨県を活性化していくためには、こういうふうにしていくことがいいんじゃないかというご提言をいただいたこととあります。そうした中で、情報産業の拠点となるようなところをどこか県内に設けていく必要があると考えてきまして、今現在、お話をしているというのがあるわけでありまして、それがなぜ北口になったのかという部分について、私どもの情報政策課に、この年の4月から、IT産業推進主幹を、知事の意向で設置しました。

そういう中で、情報産業の振興の図っていくことを、私どもの部で所管をすることになったわけでありまして、その中で、場所とすれば、まず山梨県内にビジネスパークという、もともとそこには頭脳産業を立地させるために用意されたところでありまして、そうしたところへの立地が可能かどうかというようなお尋ねも、企業側にいたしました。ところが、今現在の山梨県の状況を考えたりすると、そうしたビジネスパークといったもの、あるいは米倉山といったところを旭上に上げていただける状況になかったということでありまして、基本的には、その両用地については断念せざるを得なかったという事情があります。

ただここで、そこがだめなので何もしないでいられるかといったら、そうはいきませんで、ご承知のように、企業誘致は情報産業、製造業を含めて、各道府県が血眼になって誘致合戦を繰り広げているのが実情でございます。本県にも、やはり現在の沈滞している空気を打開できるような形を何とか考えなければいけないというところに、北口の県有地があいている。これは県有地であって、分譲するための用地ではないけれども、土地の活用の仕方によっては県民にもプラスになるんじゃないか、産業界にもプラスになるんじゃないかということで、北口県有地が浮上したものであります。

以上です。

丹澤委員

これを北口の活用に、それがどういうふうな姿なのかということが全く見えなくて、ここでいいのか悪いのかも、あるいはこの企業でいいのか悪いのか、それもよくわからない。

新藤企画部長

ご指摘の点はそのとおりで、具体的に何が答えのできない現状を、我々自身も非常に歯がゆく思っております。ただ、私どもが先ほど言いました部分、情報通信産業は、このアドバイザー会議の提言にもありますように、非常に産業界を引っ張っていける産業であるといったような点からしますと、もしご検討をいただける可能性が高まったときには、具体的にそれについて、

企業名等もご披露ができるかと思えますし、それにかかわって、なお県有地を、単に企業誘致のために使うばかりでなくて、高度活用ができるような方策はほかにないのかといったこともつけ加えていきたいという思いを持っております。

まず最初に出てきておりますのが、企業誘致的な部分が先に出てきております。そこに企業名が言えないという点が、なおさら非常にわかりづらい部分になっているかと思えますけれども、単に企業を誘致するだけで終わるといつもりは、私どもは今のところないんです。これにかかわって、もっといい形ができないかということ、これに肉づけをしていきたいというふうに思っておりますが、今の段階では、その部分にまで立ち入っていないということでもあります。

以上です。

丹澤委員

企業は当然、交渉事ですし、向こうの事情もありますから、それは公にできないでしょうけれども、どういう形でこれを活用するというふうなことも言っていたかしないと、いいのか悪いのかも判断できないじゃないですか。何に、どういうふうに使っていくのか。そこがよくわからないんです。

新藤企画部長

実はこの席で、今のこの段階ではまだ申し上げられませんが、次回ということもおありのようですので、できる限り次の機会には、たとえ概要であってもお話ができるように努力をしてみたいと思います。きょうの段階では、まだ私ども執行部サイドでも、まだよく詰めていない部分もありますし、また、完全に詰まってからでは、当然もっと早目に言うべきだという部分もありますけれども、今の段階ではそういう状態でございますので、ご勘弁をいただきたい。

中村委員長

よろしいですか。

土橋委員

ちょっと整理させていただきたいと思えます。もともと、北口県有地活用検討特別委員会ということで、きょうの時点でこの2つがあるんだけど、基本的にはゼロからなんだけれども、これは今出ている2つですよという見方でいいですね。

それで、この2つというのは、今ある県有地が広いから、例えば図書館をつくって、まだなおかつこれもつくれるスペースがあるという見方で検討をすればいいという、それでよろしいんでしょうか。

中村委員長

それは私が答弁していいかわからないんですけども。

新藤企画部長

12月の総務委員会でもお話をさせていただきましたけれども、私どもが企業側に投げかけた時点では、図書館が北口という考えはありませんでした。したがって、9,000平米を使うという形での話をさせていただきましたけれども、それ以降、IT産業というものが必要とする面積が、果たして9,000平米も必要なのかという部分もございます。その企業の大きさとか、いろいろな使い方、その面積はその中の一部になる可能性というものも否定できないわけでありまして。

したがって、今現在は図書館の規模も当然決まっておりませんし、場所も特定されておられませんから、可能性としては、北口の可能性が極めて高いというふうには言えるかと思っておりますけれども、仮に、両方ともできる可能性は高いかなというふうには、踏んでおります。

- 土橋委員 じゃ、もう一度聞かせてもらいます。もしかすると、図書館だけかもしれないし、9,000平米がいいと言えば、アドバイザー会議で出ていた企業だけになる可能性もあるということですか。併設という考え方と、片方だけ、片方だけという考え方もあるということでしょうか。
- 新藤企画部長 今の土橋委員のご質問に対して、今のこの段階で、図書館だけになるとか、あるいは企業だけの誘致に終わるのか、あるいは全然、すべてがだめになるのかという点については、まだ申し上げられません。その点も、まことに申しわけないんですけども、ご勘弁いただきたいと思います。先ほど言いましたように、できれば私どもは、仮に図書館が北口であったときには、両方が満足できるような形にもっていきたいとは思っておりますけれども、ちょっと現段階ではご勘弁いただけないでしょうか。
- 内田委員 先ほどの丹澤委員の質問とちょっと関連するんですけども、次の委員会では、少なくとも、例えば具体的にコールセンターだったらこういうメリットがあるというものを出示してもらいたいんです。だからわからない。我々ばかりじゃない、県民にとってもわかりやすい形で、情報産業が、こういうものが来たらこういうメリットがある、県民に還元ができる。あるいは県内の企業にも還元ができるというものをきちっと出示してもらいたい。それだけ、約束しておいてください。次のとき。
- 中村委員長 要望事項はよろしいでしょうか。
それでは、森屋委員。
- 森屋委員 全体的なイメージがわからない。何となく、企業誘致をする、立地するようなイメージを持たれてしまっているから議論が進まないと思うんです。そして、執行部の皆さん方も言いにくい部分もあるというふうに思います。
そしてちょっと整理させてもらおうというか、お聞きしたいんですけども、これから議論をして、これはあくまでも皆さん方が北口の活用ということを考えて、図書館と、情報集積基地みたいなものをイメージされているわけなんですけれども、その中で、皆さん方が答えられるかどうかかわからないけれども、図書館とアドバイザー会議の、皆さんの今言える段階での接点は十分あるんですか。あくまでも、今お話しのように、9,000平米という土地を埋めるために、図書館とそういうものというイメージですか。それ以上のお話はありますか。
- 新藤企画部長 今、話をさせていただいている企業は、基本的に相当しっかりした企業ということで、情報通信関連の企業でございます。議会でも申し上げましたように、図書館そのものも、情報発信機能をみずから有している施設だというふうに思っていて、仮に北口に図書館ができると最終決定がされた場合には、それらが相互にプラスに作用するような形での考えを持っていきたいということは、私どもの頭の中にはあります。
ですから、ただ単にものづくりをする、生産をするということだけでなしに、図書館のほうの機能が高められたり、役割が増したりするような形での、大変欲張りな考えでありますけれども、そんなふうにできたらいいなと思っております。
- 森屋委員 先ほどの部長のお話で、ある程度の図書館というものと、もう一つのほう

の部分の絵とといいますか、構想みたいなものは、次回には皆さん方に提示できるんですか。

新藤企画部長

内田議長からも言われましたように、できるだけ情報通信関連産業というものがどのようなものであって、どういったメリットがこの地域の周辺にプラスの影響を及ぼす、産業界にどういったプラスが出る、また、北口だったときに、仮にデメリットがあるとすれば、どういうことが出るのかといったことも含めてお話をさせていただきたいのと同時に、なお、非常に大ざっぱな絵語りになるかと思えますけれども、できるだけ先生方の理解に資するような形のものを提示したいと思っております。あくまでこれはコンクリートではありませんで、ご意見を伺いながら進めていくための一つの試金石的な意味合いでお出しができればと、それに向けて努力をさせていただくこととさせていただきます。

森屋委員

一つの議論の土台として、そういうものを提示していただければ大変議論が進むし、私たち議員の側としての考え方というのも、北口の活用という意味で、発想も出やすくなるんじゃないかなと思います。

かつて山梨県は、10数年前に中央コリドーという、日本で最もすぐれた通信ラインが引かれたにもかかわらず、実は、皆さんご存じのとおり、あるいは郵政でしたっけ、通産でしたっけ、私は忘れましてけれども、あの当時、10数年前にしてみると、日本では最もすばらしい情報インフラが、実は山梨県を通ったんです。あの当時、宝を、山梨県は活用することができなかった。千載一遇のチャンスを、あそこで、山梨県は実は失っているんです。そのことだけは、二度とやってはいけない。そういう覚悟でこういうことを考えていかないと、私はいけないというふうに思っていますので、次に皆さん方がどういう形で出されるかわかりませんが、ぜひ議論が進むような、皆さん方の考え方を出していただきたいと思います。

それから、もう一点。要望したいんですけれども、ちょっと何人かの方にお聞きをしたら、北口の9,000平米というものに対して一等地だという言い方を、皆さんもされているし、議員も一等地だという言い方をします。果たしてそれがほんとうに一等地なのか。それは、オールジャパン、あるいは関東というエリア、通信なり、こういうレベルの皆さん方の中から見たときに、ほんとうにあその場所が一等地なのかどうなのかということが、私は郡内の人間ですから、向こうから見ていると、非常に疑問に思うんです。ですから、皆さん方が今現状、ここまでいろいろなデータを集められてきて、いろいろな方々の意見をお聞きになってきて、果たしてあの場所がどういう認識に立った9,000平米なのか、どういう価値を認められているのか、あるいは認められていないのかというふうなところも、若干私たちが理解できるような資料を次回にいただければ、大変、そのまた次の議論に進むデータになるんですけれども、いかがでしょうか。

新藤企画部長

私どもも、これまでに比較的開発関係とかに携わった、しかも、小さなところでないところにお伺いをして、あその北口県有地というもののポテンシャルについてご意見を伺ったことがあります。具体的にどこに聞いたかは言えませんが、どういったお答えであったのかということについては、まとめて、簡単ではあっても、お示しをしたいと思います。先に言うておきますけれども、我が県民にとっては、非常に残念な内容であったというふうに思っております。

以上です。

中村委員長 よろしいですか。

岡委員 そうなると、またもとに戻ったようなことを聞いては失礼ですけれども、このアドバイザー会議が5月にできたわけですが、そのときに、委員5名のオブザーバー4名ですか、これの人はどういうふうな形でなされたんですか。

笠井企画部次長 先ほど説明させていただきましたけれども、これは知事から指名をされた方でございます。ですので、私どもが人選したわけではなくて、ここでは説明ができないことをご理解いただきたいと思います。

岡委員 この山梨県情報政策アドバイザー会議をつくるというのは、間違いなく知事からの考え方だというふうに、私は理解しているんです。つまり、この会議に知事が出なければ、これの性格から内容から何からしても、大変失礼ですけれども、部長さんや課長さんでは、これについての答弁が途中でとまっちゃうというふうに、私はどうしても感じるんです。ですから、知事の考え方を、どうしても私は聞きたいんです。また本会議場でということになると、全くセレモニー的なことしか出てきませんので、具体的に内容を聞くことができないため、非常に残念です。

そういうふうなことで、先ほどの中で、最終の、第4回目の提言をまとめるときに、1人の委員さんが出席なされなかったというご説明をいただいたわけでありまして、何の用事で出られなかったのか。非常に重要な方なのでお聞きしたい。

笠井企画部次長 先ほど説明させていただきましたけれども、第4回目につきまして、広崎委員については、海外出張で欠席をしたと発言させていただきました。

中村委員長 ありがとうございます。それでは、先生方の意見が出尽くしたようです。ただ、先ほど樋口委員のほうから、北口駅周辺の整備に係る概略的なものというふうな話がありました。これを用意させましたので、今、先生方のお手元に配付しますが、これをごらんいただきたいと思います。
この説明をしていただけますか。古屋課長、お願いします。

古屋企画課長 今お配りをさせていただきましたのは、甲府市が事業主体になっております土地区画整理事業、それからその中の、ご案内のとおりシビックコアという地区がございます。甲府駅の北口に立地します新たな施設ということでごらんをいただければと思うんですが、まず一つには、歴史公園、それから駅前広場、よっちゃばれお祭り広場。

歴史公園につきましてはご案内のとおりでございます、駅前広場とよっちゃばれお祭り広場は、平成21年の完成というふうにお聞きしております。それから、NHK甲府放送局につきましては、私どもは報道で知る限りでございますけれども、平成23年の完成を目途として聞いております。それから中央消防署は、ご案内のとおりでき上がっておりまして、甲府地方合同庁舎、これは仮称でございますが、国の甲府財務事務所、税務事務所、法務局、税関、行政評価事務所、農林関係の出先機関など8官署がここへ入ってまいるという予定で、すみません、政府予算はまだ確認してございませんが、おそらく設計費が計上されているのではないかとというふうに理解しております。

そして、このピンクのかぎの部分が、北口県有地ということでございます。それから右下のほうですが、甲州夢小路、これも甲府市の事業ということで、計画されております。以上でございます。

中村委員長

ありがとうございました。樋口委員、よろしいですか。それでは、よろしいですね。以上で質疑を終了いたします。本日は、これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

以 上

北口県有地活用検討特別委員長 中村 正則